

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の入職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の入職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%</u> 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆紹介手数料の返還率

採用決定者が入職後、本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、下記のとおり紹介手数料を返還します。

入職後１ヶ月未満で退職した場合	⇒ 紹介手数料の８０％相当額
入職後３ヶ月未満で退職した場合	⇒ 紹介手数料の５０％相当額
入職後６ヶ月未満で退職した場合	⇒ 紹介手数料の１０％相当額

◆その他

紹介手数料その他の取扱い等については別途基本契約書または覚書により定めるものとします。

許可番号 １２－ユ－３００６４６

事業所の名称及び所在地 公益社団法人千葉市幼稚園協会

千葉県千葉市中央区中央４丁目５番１号 Qiball(きぼーる)内